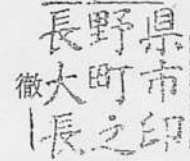


公文書非公開決定通知書

27企第455号  
平成28年1月18日

大和幸久様

大町市長 牛越



平成28年1月4日付けで公開の請求のありました公文書について、次のとおり公開しないことと決定しましたので、大町市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称等	大町市の負担金支出にあたって、大町市と食とアートの廻廊実行委員会の間で確認したことがわかる資料
公開できない理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大町市情報公開条例第7条第 号に該当</li> <li>2 大町市情報公開条例第10条に該当</li> <li>3 文書不存在 (理由) 口頭で確認しているため</li> </ol>
公文書を公開することができる期日	年 月 日以降であれば、請求に係る公文書を公開することができますので、同日以後改めて請求してください。
担 当	総務部 企画財政課 芸術文化振興係 電話 0261-22-9988 (文化会館内)
この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し異議申立てをすることができます。	